Ⅲ. 各国の予算・財政システムの透明性（概況）

本章では、米国、英国、フランス、スウェーデン、豪州、ニュージーランド（以下ＮＺという）、韓国及び日本の予算・財政システムの透明性について、ＩＭＦコードに基づき（ＯＥＣＤガイドラインは必要に応じて補足的に使用）、国別に、その概況をまとめる[注1]。

日本以外の国については、次のような方法により、各国の予算・財政システムの透明性の状況を整理した。

① 各国の自己評価及びＩＭＦのＲＯＳＣ（「基準及びコードの遵守報告書」、第Ⅱ章参照）を要約

米国、豪州、ＮＺは、それぞれの国が作成している自己評価を、フランス、スウェーデン、韓国は、ＩＭＦのＲＯＳＣを、英国は、自己評価及びＩＭＦのＲＯＳＣを要約した。ただし、各国の評価はいずれも旧コードに基づく分析・評価となっているため、追加的な分析が必要となる。

② ①で不明な点を各国の予算文書等（原典）で補足し、「優良慣行（グット・プラクティス）」・「基本要件」及び「最優良慣行（ベスト・プラクティス）」の遵守状況を検証

ＩＭＦマニュアルには、優良慣行であるコードに加え、途上国を想定して最低限遵守すべき事項を規定する「基本要件」と優良慣行を上回るものとしていくつかのＯＥＣＤ諸国で実践されている「最優良慣行」が盛り込まれており、「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」の３段階基準となっている（第Ⅱ章参照）。

各国の自己評価及びＲＯＳＣでは、記載内容の一つ一つが、それぞれ「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」のいずれに該当しているかが明確には示されていない。そこで、記載内容の一つ一つについて、各国の予算文書等（原典）を参照しながら[注2]、「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」との対応関係を確認し、それぞれの遵守状況を検証した。

注1 評価対象国の選定に当たっては、各国がＩＭＦコードに沿って行なった自己評価又はＩＭＦによる第３者評価（ＲＯＳＣ）のいずれかが入手できる国を第１の基準としている（従って、Ｇ７諸国中、独、伊、加については、これらの情報が入手できないので、今回は対象としていない）。

注2 今回の対象国は７ヶ国であるが、原典を用いた補足は、主に、米国、英国、スウェーデン、豪州、ＮＺの５ヶ国について実施している。

③　ＩＭＦコードの項目に沿って、分析・評価内容の整理（付録６参照）

日本については、既に評価が行われている諸外国と同様に、ＩＭＦコードの項目に沿って、我が国の予算・財政システムの透明性の状況を整理し、「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」の遵守状況を検証した（その結果は付録７参照）。その際には、ＩＭＦが作成している自己評価あるいはＲＯＳＣのための「財政の透明性に関する質問書」を参照して分析している。また、ＩＭＦが既に、我が国の状況について、第三者的な分析・評価（ＲＯＳＣ）を行っており、これも参考にしながら分析を試みている[注3]。

以下の本文では、各国の予算・財政システムの透明性の概況について、国別に次の３つの事項に分けてまとめている。

①　「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」の遵守状況（総括）

②　遵守状況が良好なＩＭＦコードの項目

ＩＭＦコードの項目は、1.1.1 政府の構造と機能から 4.2.3 国家統計局まで全部で 37 あり、それぞれの項目は、いくつかの「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」で構成されている[注4]。ここでは、それぞれの項目の中の「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」のほぼ全てを遵守しているＩＭＦコードの項目を列挙する。また、「最優良慣行」を遵守しているものは、各国の具体的な取組みのポイントを括弧内で紹介する（一部、「優良慣行」のうち、特筆すべき取組みも含んでいる）。なお、データにより遵守状況を検証できないものについては取り上げていない。

③　遵守していないと考えられる優良慣行・基本要件・最優良慣行

「優良慣行」・「基本要件」及び「最優良慣行」のそれぞれについて、ほぼ遵守していないと考えられるものを挙げて、それが該当するＩＭＦコードとともに列挙する。ここでは、部分的に遵守しているものは該当しない。例えば、ＩＭＦコード 3.4.1 予算と予算外の結果では、月次報告を月終了後１ヶ月以内に公表することを推奨しているが、月次報告は

注3　付録７には、ＩＭＦの分析・評価の概要も併せて記載している。

注4　1.1.3 政府活動の調整と管理のように、一つの優良慣行のみで構成されるコードもいくつか存在する。（第Ⅱ章参照）

行っているものの公表には50日程度かかるような場合は、部分的に遵守していると見なす。

以下、ＩＭＦ、ＯＥＣＤの基準の遵守状況という観点から、各国の予算・財政透明性についての評価を試みているが、各国の財政会計制度は、それぞれに異なった歴史的経緯を経て今日に至っており、また、行政と議会の関係を含め各国の事情は様々であることから、各国の財政会計制度の評価にあたっては、そういった個別の事情も勘案して最終的に判断すべきことは言うまでもない。例えば、諸外国では見られない我が国の特徴として、予算編成過程[注5]の公開が挙げられる。このように、透明性向上には多様なアプローチがあり、ＩＭＦ、ＯＥＣＤの基準も絶対的な尺度ではないことに留意する必要がある。

（1）米国

① 優良慣行及び基本要件は、ほぼ遵守している。最優良慣行も、ほぼ遵守している。

② 遵守状況が良好な項目は、次の通りである。

- 1.1.2 政府内での責任分担
- 1.1.3 政府活動の調整と管理
- 1.1.4 政府と公的部門との関係
- 1.1.5 他の経済部門への政府の関与（規制インパクト分析）
- 1.2.2 租税公課
- 1.2.3 倫理上の行動規範
- 2.1.1 年次予算の適用範囲（大統領予算教書は、広い範囲の政府活動を網羅）
- 2.1.2 結果と予測（ＯＭＢとＣＢＯによる10ヶ年歳入・歳出推計）
- 2.1.4 債務と金融資産（予算文書での貸借対照表の公表、ＳＤＤＳ要件の遵守）
- 2.2.2 公表の時期
- 3.1.2 財政ルール
- 3.1.4 新規政策の明確化（５ヶ年の後年度負担額推計）
- 3.2.2 プログラムの目的（ＧＰＲＡ法）
- 3.2.4 公共部門のバランス（公企業を連結した統合収支）

注5 例えば、各省庁の予算要求の内容、要求審査（内示）・折衝過程等が明らかにされている。

・3.3.1　会計システム（現金主義と発生主義による会計報告）
・3.3.2　調達と雇用
・3.3.3　内部監査（ＩＧによる監査）
・3.3.4　租税当局
・3.4.3　プログラムの成果（ＧＰＲＡ法）
・4.1.1　予算データ
・4.1.2　会計の基準（連邦会計基準諮問委員会の設置）
・4.1.3　データ品質保証（中期財政見通し改訂の際の要因分析）
・4.2.1　独立監査

③　優良慣行及び基本要件について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・3.4.2　決算（当初予算と決算の乖離の説明）
・4.2.3　国家統計局（統計機関の独立性の確保）

最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・2.2.1　財政情報の公表（広範な財政情報の公表を義務付ける法律）
・3.1.1　財政政策の目的と持続可能性（予算案の承認時期）

（２）英国
①　優良慣行及び基本要件は、ほぼ遵守している。最優良慣行も、ほぼ遵守している。

②　遵守状況が良好な項目は、次の通りである。
・1.1.1　政府の構造と機能
・1.1.2　政府内での責任分担
・1.1.3　政府活動の調整と管理
・1.1.4　政府と公的部門の関係（特殊法人全体の概況を記した年次報告）
・1.1.5　他の経済部門への政府の関与（規制インパクト分析）
・1.2.2　租税公課
・1.2.3　倫理上の行動規範
・2.1.1　年次予算の適用範囲
・2.1.2　結果と予測（５ヶ年の歳入・歳出推計）
・2.1.5　一般政府を統合したポジション（公共部門全体の収支）
・2.2.1　財政情報の公表（財政安定化規律で規定）
・2.2.2　公表の時期
・3.1.2　財政ルール

・3.1.3　マクロ経済の枠組み（中期予算フレームワークの構築（包括的歳出見直し））
・3.1.4　新規政策の明確化
・3.2.1　データ分類
・3.2.2　プログラムの目的（公的サービス合意）
・3.2.3　財政運営上のポジションを示す指標（公共部門全体の収支）
・3.2.4　公共部門のバランス
・3.3.1　会計システム（現金主義と会計主義による会計報告）
・3.3.2　調達と雇用
・3.3.3　内部監査
・3.3.4　租税当局
・3.4.1　予算及び予算外の結果（年央報告、月次報告の公表）
・4.1.1　予算データ
・4.1.3　データ品質保証（中期財政見通し改訂の際の要因分析）
・4.2.1　独立監査
・4.2.2　マクロ経済見通しの質を評価する仕組み（会計検査院による監査）
・4.2.3　国家統計局

③　優良慣行及び基本要件に関しては、遵守していると言い難い項目は見当たらない。

最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。

・2.1.4　債務と金融資産（予算文書での貸借対照表の公表）
・3.1.1　財政政策の目的と持続可能性（予算案の議会提出・承認時期）

（3）フランス

①　優良慣行及び基本要件は、概ね遵守している。最優良慣行も、概ね遵守しているが、豪州・ＮＺと比べると若干差がある。フランスでは、近年、財政の透明性向上に取り組んでおり、以前は遵守していなかった最優良慣行についても、その実践が進んでいる。さらに、2001 年８月の組織法律制定に伴い、今後さらなる最優良慣行の実践が進められるところである。

②　遵守状況が良好な項目は、次の通りである。

・1.1.1　政府の構造と機能
・1.1.2　政府内での責任分担
・1.2.1　予算と予算外活動（予算の法律的枠組み）

・1.2.2　租税公課
・1.2.3　倫理上の行動規範
・2.1.5　一般政府を統合したポジション
・3.1.2　財政ルール
・3.2.1　データ分類
・3.2.2　プログラムの目的
・3.2.3　財政運営上のポジションを示す指標
・3.3.3　内部監査
・3.4.2　決算（決算は会計年度終了後６ヶ月で立法府に提出）
・3.4.3　プログラムの成果
・4.2.1　外部監査
・4.1.2　マクロ経済見通しの質を評価する仕組み（国家経済委員会によるレビュー）
・4.1.3　国家統計局

③　優良慣行及び基本要件について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・3.2.4　公共部門のバランス
・3.4.1　予算及び予算外の結果（年央報告書の公表）

最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・2.1.2　結果と予測（今後５～10 年の総合的な財政予測）
・2.2.1　財政情報の公表（幅広い財政情報の公表を規定する法律）
・3.1.1　財政政策の目的と持続可能性（中期経済財政見通し等を含めた予算前報告の作成）

（４）スウェーデン
①　優良慣行及び基本要件は、ほぼ遵守している。最優良慣行も、ほぼ遵守している。

②　遵守状況が良好な項目は、次の通りである。
・1.1.1　政府の構造と機能
・1.1.2　政府内での責任分担
・1.1.3　政府活動の調整と管理
・1.2.1　予算と予算外活動
・1.2.2　租税公課
・2.1.5　一般政府を連結したポジション（予算文書での一般政府連結財政

ポジションの公表）
・3.1.1　財政政策の目的と持続可能性(予算前報告として春期財政政策案の公表、予算案の議会提出及び承認の時期、長期推計報告の公表)
・3.1.2　財政ルール
・3.1.3　マクロ経済の枠組み（中期予算フレームワークの構築）
・3.1.4　新規政策の明確化（３ヶ年の後年度負担額推計）
・3.2.2　プログラムの目的（政策分野別歳出）
・3.2.3　財政運営上のポジションを示す指標
・3.3.1　会計システム（現金主義と発生主義による会計報告）
・3.3.4　租税当局
・3.4.1　予算及び予算外の結果（年央報告の公表、月次報告の公表）
・3.4.3　プログラムの成果
・4.1.1　予算データ
・4.2.3　国家統計局

③　優良慣行及び基本要件について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・1.1.5　他の経済部門への政府の関与（規制見直しの結果の定期的な公表）

最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・2.1.2　結果と予測（今後５～10 年の総合的な財政予測）
・2.2.1　財政情報の公表（幅広い財政情報の公表を規定する法律）

（５）豪州
①　優良慣行及び基本要件は、ほぼ遵守している。最優良慣行も、ほぼ遵守している。

②　遵守状況が良好な項目は、次の通りである。
・1.1.1　政府の構造と機能（予算とＧＦＳにおける一般政府の範囲が一致）
・1.1.2　政府内での責任分担
・1.1.3　政府活動の調整と管理
・1.1.4　政府と他の公的部門との関係
・1.1.5　他の経済部門への政府の関与（規制インパクト分析）
・1.2.1　予算活動と予算外活動
・1.2.2　租税公課

・1.2.3　倫理上の行動規範
・2.1.1　年次予算の適用範囲（年次予算は、連邦政府一般政府を対象）
・2.1.3　偶発債務・租税歳出・擬似財政活動（偶発債務の予算文書・ＭＹＥＦＯ・ＰＥＦＯでの公表、租税歳出報告書（Tax Expenditure Report）の公表）
・2.1.4　債務と金融資産（予測貸借対照表の公表、ＳＤＤＳ要件の遵守）
・2.1.5　一般政府を統合したポジション（公共部門全体の財政動向の分析、統一分類による財政データの編集）
・2.2.1　財政情報の公表（予算公正憲章法で規定）
・3.1.2　財政ルール
・3.1.3　マクロ経済の枠組み（中期予算フレームワークの構築）
・3.1.4　新規政策の明確化（４ヶ年の後年度負担額推計及び予算文書Ｎｏ２での重点説明）
・3.1.5　主な財政上のリスク（予算文書、ＭＹＥＦＯ、ＰＥＦＯでの包括的な財政リスク分析の公表）
・3.2.1　データ分類
・3.2.2　プログラムの目的（ポートフォリオ予算書）
・3.2.3　財政運営上のポジションを示す指標
・3.2.4　公共部門のバランス（非金融公共部門のＧＦＳ諸表）
・3.3.1　会計システム（現金主義と発生主義による会計報告）
・3.3.2　調達と雇用
・3.3.3　内部監査
・3.3.4　租税当局
・3.4.2　決算
・3.4.3　プログラムの成果
・4.1.1　予算データ
・4.1.2　会計の基準（公共部門会計基準委員会の設置）
・4.1.3　データの品質保証（中期財政見通し改訂の際の要因分析）
・4.2.1　外部監査
・4.2.3　国家統計局

更に、豪州では、総選挙時に、与野党の選挙公約が中期の財政収支に与える影響を公表しているが、これはＩＭＦの最優良慣行には盛り込まれておらず、ＩＭＦ最優良慣行を更に進展させた豪州独自の取り組みも実践している。

③　優良慣行及び基本要件に関しては、遵守していると言い難い項目は見当たらない。

　最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。

・2.1.2　結果と予測（５～10 年の総合的な財政予測）
・3.1.1　財政政策の目的と持続可能性分析（予算案の議会提出・承認時期）

（6）ニュージーランド

①　優良慣行及び基本要件は、ほぼ遵守している。最優良慣行も、ほぼ遵守している。

②　遵守状況が良好な項目は、次の通りである。

・1.1.2　政府内での責任分担
・1.1.3　政府活動の調整と管理
・1.1.4　政府と他の公的部門との関係（非金融公企業の役割の明確化）
・1.1.5　他の経済部門への政府の関与
・1.2.1　予算と予算外活動
・1.2.2　租税公課
・2.1.1　年次予算の適用範囲
・2.1.2　結果と予測（10 ヶ年の総合的な財政予測）
・2.1.3　偶発債務・租税歳出・擬似財政活動（偶発債務の予算文書・年央報告、選挙前報告での公表）
・2.1.4　債務と金融資産（予測貸借対照表の公表）
・2.2.1　財政情報の公表（財政責任法で規定）
・3.1.2　財政ルール（長期目標と短期目標）
・3.1.3　マクロ経済の枠組み（中期予算フレームワークの構築）
・3.1.5　主な財政上のリスク（予算文書での包括的な財政リスク分析の公表）
・3.2.1　データ分類
・3.2.2　プログラムの目的（アウトプット予算）
・3.2.4　公共部門のバランス
・3.3.1　会計システム（現金主義と発生主義による会計報告）
・3.3.3　内部監査
・3.3.4　租税当局
・3.4.2　決算
・3.4.3　プログラムの成果（監査機関、財務省、国会によるレビュー）
・4.1.1　予算データ
・4.1.2　会計の基準（ＮＺ会計基準評価委員会の設置）

・4.2.2　マクロ経済見通しの質を評価する仕組み（外部専門家による検証）
・4.2.3　国家統計局

③　優良慣行及び基本要件について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。

・3.3.2　調達と雇用（競争入札を定めた規則）
・4.2.1　外部監査（指摘事項に対処したかどうかを明らかにする制度）

　最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・3.3.1　財政政策の目的と持続可能性（予算案の議会提出・承認時期）

（７）韓国
①　優良慣行及び基本要件の遵守は、限定的である。最優良慣行の遵守状況も限定的である。

②　遵守状況が良好な項目は、次の通りである。
・1.1.2　政府内での責任分担
・1.2.3　倫理上の行動規範
・3.2.1　データ分類（ＧＦＳ分類）
・3.3.2　調達と雇用
・4.2.1　独立監査
・4.2.3　国家統計局

③　優良慣行及び基本要件について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・1.1.3　政府活動の管理と調整（予算外基金の管理）
・1.2.1　予算と予算外活動（予算外基金の支出統制、補正予算の頻度）
・1.2.2　租税公課（過剰な特定優遇措置）
・2.1.1　年次予算の適用範囲（中央政府支出の１／３は予算外基金）
・2.1.2　結果と予測（全般）
・2.1.3　偶発債務・租税歳出・擬似財政活動（全般）
・2.1.4　債務と金融資産（統合した金融資産の公表）
・3.1.1　財政政策の目的と持続可能性(全般)
・3.1.2　財政ルール（全般）
・3.1.4　新規政策の明確化（全般）

・3.1.5　主な財政上のリスク（全般）
・3.4.1　予算及び予算外の結果（年央報告の公表）
・3.4.3　プログラムの成果（全般）
・4.1.2　会計の基準（予算文書での会計方針の説明）
・4.2.2　マクロ経済見通しの質を評価する仕組み

最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は、最優良慣行が存在する上記項目に加えて次の通りである。

・2.1.5　一般政府を統合したポジション（予算文書での一般政府連結財政ポジションの公表）
・2.2.1　財政情報の公表（幅広い財政情報の公表を規定する法律）
・3.3.1　会計システム（現金主義と発生主義による会計報告）
・3.1.3　マクロ経済の枠組み（中期予算フレームワークの構築）

（8）日本

①　優良慣行及び基本要件は、一部を除きほぼ遵守しており、欧米諸国と比べてそれほど差はないといえる。他方、最優良慣行の遵守状況は、限定的である。

②　遵守状況が良好な項目は、次の通りである。なお、その他のＩＭＦコードの項目の多くは部分的に遵守している。

・1.1.1　政府の構造と機能
・1.1.2　政府内での責任の分担
・1.1.3　政府活動の調整と管理
・1.1.4　政府と他の公的部門の関係（特殊法人の財務統制）
・1.2.2　租税公課
・1.2.3　倫理上の行動規範（公務員倫理法）
・2.1.1　年次予算の適用範囲（政府関係機関予算の議決）
・3.1.2　財政ルール
・3.3.2　調達と雇用（公務員の採用）
・3.3.4　租税当局
・4.2.1　独立監査

③　優良慣行及び基本要件について、遵守していないと考えられる項目は次の通りである。
・3.1.1　財政政策の目的と持続可能性（長期持続可能性分析）

・3.2.1　予算データ（予算のＳＮＡ・ＧＦＳ分類）
・3.2.3　財政運営上のポジションを示す指標（一般会計の収支尻のみ）
・3.2.4　公共部門のバランス（特殊法人等を連結した収支尻）
・3.4.1　予算及び予算外の結果（年央報告の公表）
・3.4.3　プログラムの成果（主要な予算プログラム目標に対する成果を国会に提出する制度的な枠組み）
・4.2.2　マクロ経済見通しの質を評価する仕組み
・4.2.3　国家統計局（統計機関の独立性の確保）

最優良慣行について、遵守していないと考えられる項目は、最優良慣行が存在する上記項目に加えて次の通りである。

・2.1.5　一般政府を統合したポジション（予算文書での一般政府連結財政ポジションの公表）
・2.2.1　財政情報の公表（幅広い財政情報の公表を規定する法律）
・3.1.3　マクロ経済の枠組み（中期予算フレームワークの構築）
・3.3.1　会計システム（現金主義と発生主義による会計報告）